

京都市告示第202号

地方自治法第101条及び第102条の規定により、次の事件のため、平成23年8月2日京都市議事堂に市会臨時会を招集します。

平成23年7月26日

京都市長 門川大作

請願第1号及び第2号 東部クリーンセンター余熱利用施設の存続

(行財政局総務部総務課)